

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月19日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社SCKホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5793-2377
【事務連絡者氏名】	代表取締役 トーマス・マイルホーファー
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社SCKホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SCKホールディングスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社シンプレクス・ホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、本書に含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものではありません。
- (注8) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。
- (注9) 本公開買付けは、日本において設立された会社である公開買付者により行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されます。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities

Exchange Act of 1934) 規則第14 e - 5 条(b)(12)項の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの買付け等の期間中に買付ける可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月14日付で提出した公開買付届出書（平成25年6月18日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

#### 3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

### 第4 公開買付者と対象者との取引等

#### 2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付者は、対象者の創業メンバーであり主要株主である筆頭株主に該当する三上芳宏氏（以下「三上氏」といいます。所有株式数：128,375株、株式所有割合（対象者が平成25年2月12日に提出した第16期第3四半期報告書（以下「対象者第16期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数589,955株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）：21.76%）、対象者の第三位の大株主であり、かつ、対象者の創業メンバーであり代表取締役社長である金子英樹氏（以下「金子氏」といいます。所有株式数：37,085株、株式所有割合：6.29%）、対象者の第四位の大株主であり取締役副社長である五十嵐充氏（以下「五十嵐氏」といいます。所有株式数：29,675株、株式所有割合：5.03%）及び対象者の第五位の大株主であり対象者の子会社である株式会社シンプレクス・コンサルティングの執行役員である福山啓悟氏（以下「福山氏」といいます。所有株式数：23,250株、株式所有割合：3.94%）（以下、三上氏、金子氏、五十嵐氏及び福山氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての対象者普通株式（所有株式数：合計218,385株、株式所有割合：合計37.02%）及び五十嵐氏が保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、同氏が所有することとなる対象者普通株式（1,225株）について、本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行株式会社（以下「ソシエテジェネラル信託銀行」といいます。）に、2,750株を大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことですが、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのこととされています。本応募契約書の概要については、後記「(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。また、公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行していただくことを予定しており、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株主であるカーライル・ファンド及びK&CM（以下、総称して「スポンサーファンド」といいます。）は、金子氏及び五十嵐氏との間で本公開買付け後も対象者の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行すること等を内容とする経営委任契約を締結することを予定しています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、公開買付者は、対象者の創業メンバーであり主要株主である筆頭株主に該当する三上芳宏氏（以下「三上氏」といいます。所有株式数：128,375株、株式所有割合（対象者が平成25年2月12日に提出した第16期第3四半期報告書（以下「対象者第16期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数589,955株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。）：21.76%）、対象者の第三位の大株主であり、かつ、対象者の創業メンバーであり代表取締役社長である金子英樹氏（以下「金子氏」といいます。所有株式数：37,085株、株式所有割合：6.29%）、対象者の第四位の大株主であり取締役副社長である五十嵐充氏（以下「五十嵐氏」といいます。所有株式数：29,675株、株式所有割合：5.03%）及び対象者の第五位の大株主であり対象者の子会社である株式会社シンプレクス・コンサルティングの執行役員である福山啓悟氏（以下「福山氏」といいます。所有株式数：23,250株、株式所有割合：3.94%）（以下、三上氏、金子氏、五十嵐氏及び福山氏を総称して「応募予定株主」といいます。）との間で、平成25年6月13日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）をそれぞれ締結しており、これらの契約において、応募予定株主がそれぞれ所有する全ての対象者普通株式（所有株式数：合計218,385株、株式所有割合：合計37.02%）及び五十嵐氏が保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、同氏が所有することとなる対象者普通株式（1,225株）について、本公開買付けに応募していただく旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に、1,150

株をソシエテジェネラル信託銀行株式会社（以下「ソシエテジェネラル信託銀行」といいます。）に、2,750株を大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,500株を三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、平成25年7月18日を以って、当該担保権は全て解除されたとのことです。本応募契約書の概要については、後記「(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。また、公開買付者は、金子氏及び五十嵐氏に本公開買付け後も対象者の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行していただくことを予定しており、本公開買付けが成立した場合、公開買付者の株主であるカーライル・ファンド及びK&CM（以下、総称して「スポンサーファンド」といいます。）は、金子氏及び五十嵐氏との間で本公開買付け後も対象者の代表取締役及び経営陣としての職務を遂行すること等を内容とする経営委任契約を締結することを予定しています。

<後略>

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、原則として平成25年10月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、原則として平成25年9月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

<後略>

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

本公開買付けに際して、公開買付者は応募予定株主との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株、所有割合：37.22%、以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことです。が、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、( )三上氏以外の応募予定株主との関係では、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が応募予定株主に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、また、( )三上氏との関係では、上記乃至に加えて、対象者取締役会が独立委員会の意見を尊重の上、本公開買付けについて賛同意見を表明し、かつこれを撤回していないことを前提条件として、各応募予定株主が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、応募予定株主は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされております。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、応募予定株主に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び

強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

(訂正後)

本公開買付けに際して、公開買付者は応募予定株主との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者普通株式の全て(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個)を行使した結果、所有することとなる対象者普通株式1,225株を含み、合計219,610株、所有割合:37.22%。以下、本項において同じとします。)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,500株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、平成25年7月18日を以って、当該担保権は全て解除されたとのことです。さらに、本応募契約書において、( )三上氏以外の応募予定株主との関係では、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が応募予定株主に対して行う表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務(注2)の重要な違反が存しないことを前提条件として、また、( )三上氏との関係では、上記乃至に加えて、対象者取締役会が独立委員会の意見を尊重の上、本公開買付けについて賛同意見を表明し、かつこれを撤回していないことを前提条件として、各応募予定株主が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、応募予定株主が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、応募予定株主は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされています。

(注1) 本応募契約書において、公開買付者は、応募予定株主に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

## 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

本公開買付けに際して、公開買付者は、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者の普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者の普通株式1,225株を含み、合計91,235株、所有割合：15.46%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことです。また、本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、経営陣等は、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が経営陣等に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、経営陣等が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、経営陣等が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、経営陣等は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされています。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、経営陣等に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

(訂正後)

本公開買付けに際して、公開買付者は、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者の普通株式の全て（五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権（49個）を行使した結果、所有することとなる対象者の普通株式1,225株を含み、合計91,235株、所有割合：15.46%。以下、本項において同じとします。）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,500株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、平成25年7月18日を以って、当該担保権は全て解除されたとのことです。さらに、本応募契約書において、経営陣等は、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が経営陣等に対して行う表明及び保証（注1）に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務（注2）の重要な違反が存しないことを前提条件として、経営陣等が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、経営陣等が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、経営陣等は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされています。

（注1）本応募契約書において、公開買付者は、経営陣等に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

本公開買付けに際して、公開買付者は、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者の普通株式の全て(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個)を行使した結果、所有することとなる対象者の普通株式1,225株を含み、合計91,235株、所有割合:15.46%。以下、本項において同じとします。)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,100株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間で、担保権を解除することについての合意はなされていないとのことです。本書提出日以降、担保権解除に関する交渉を行う予定であるとのことです。さらに、本応募契約書において、経営陣等は、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が経営陣等に対して行う表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務(注2)の重要な違反が存しないことを前提条件として、経営陣等が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、経営陣等が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、経営陣等は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされております。

(注1) 本応募契約書において、公開買付者は、経営陣等に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けに際して、公開買付者は、経営陣等との間で、平成25年6月13日付で本応募契約書を締結し、それぞれが所有する対象者の普通株式の全て(五十嵐氏が本書提出日現在保有する第3回新株予約権(49個)を行使した結果、所有することとなる対象者の普通株式1,225株を含み、合計91,235株、所有割合:15.46%。以下、本項において同じとします。)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、金子氏は、所有する対象者普通株式37,085株のうち、33,185株を野村信託銀行に、1,150株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,750株を大証金にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、金子氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。また、福山氏は、所有する対象者普通株式23,250株のうち、7,000株をソシエテジェネラル信託銀行に、2,500株を三田証券にそれぞれ担保として提供しておりますが、本応募契約書においては、福山氏が当該担保権を解除した上でその所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募することとされております。金子氏及び福山氏によれば、平成25年7月18日を以って、当該担保権は全て解除されたとのことです。さらに、本応募契約書において、経営陣等は、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、本応募契約書締結日から本公開買付開始日までのいずれの時点においても、本応募契約書において公開買付者が経営陣等に対して行う表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないこと、公開買付者について、本応募契約書に定める義務(注2)の重要な違反が存しないことを前提条件として、経営陣等が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨が定められております。なお、本応募契約書には、経営陣等が、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄の上、本公開買付けに応募することができる旨も併せて定められております。また、本応募契約書において、経営陣等は、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、応募を解除できないものとされております。

(注1) 本応募契約書において、公開買付者は、経営陣等に対し、本応募契約書の締結及び履行、法的拘束力及び強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得又は履践について、表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約書において、公開買付者は、秘密保持義務等の一般的な義務を負っております。

<後略>